

甲州市告示第105号

次に掲げる書類は、送達を受ける者の住所及び居所が不明なため郵送による送達等ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る書類は甲州市役所税務課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年6月10日

甲州市長 鈴木 幹夫



- 1 送達を受けるべき書類の名称
令和8年度 固定資産税・都市計画税納税通知書兼課税通知書
- 2 送達を受けるべき者の氏名
合同会社ナリユス
アゾットコンサルティング合同会社
雨宮 英昭

掲示期間：令和8年6月24日まで